

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項（平成4年熊本県告示第261号の14）の一部を次のように改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
 - 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特例児童扶養資金の貸付けについては5万円を限度に、連帯保証人を立てることを猶予することができる。この場合において、第2条第1項及び第6条の規定中連帯保証人に係る部分は適用しない。
 - 第7条第1項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改め、同条第2項中「継続資金」の次に「（特例児童扶養資金を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。
 - 3 前項の規定にかかわらず、技能習得資金については、特別の事情がある場合に限り、当該資金の貸付決定を受けた者が借用書を提出したときに、貸付金額を一括して貸し付けることができる。
 - 4 特例児童扶養資金は、毎年4月、7月、10月及び翌年1月の4期に貸し付けるものとし、当該資金の貸付決定を受けた者が借用書を提出したときに、申請書を受け付けた日の属する月の翌月分から次の貸付期の前月分までを交付するものとする。ただし、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に定める期間内に児童扶養手当現況届を提出した者であって、児童扶養手当額改定通知書を受けたものが、遅滞なく当該資金の貸付けの申請を行った場合は、当該現況届を提出した日の属する月分まで遡及して当該資金の貸付けを行うことができる。
 - 第20条中「政令第7条」の次に「又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下「平成14年改正政令」という。）附則第4条第3項」を加える。
 - 第21条中「政令第7条第5項又は第6項」を「政令第7条第5項又は平成14年改正政令附則第4条第5項」に改める。
 - 第24条第1項中「政令第18条第1項」の次に「又は平成14年改正政令附則第4条第8項」を加え、同項第2号中「政令第18条第1項第2号」の次に「又は平成14年改正政令附則第4条第8項」を加える。
 - 第33条の表第7条第1項の項中「、生活資金又は児童扶養資金」を「、生活資金又は特例児童扶養資金」に改める。
- 附 則
この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定（第7条第3項の規定を除く。）は、平成14年8月1日から適用する。

公 告

熊本県公告第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年11月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字上生字居屋敷909番2の一部
490.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字上生965番地2
安武 清
菊池郡西合志町大字上生364番地
上村 春枝

熊本県公告第820号

上通A地区市街地再開発組合の解散について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により平成14年11月5日付けで認可したので、同条第6項の規定により公告する。

平成14年11月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第821号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成14年11月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市寺町17番地3
- 2 築造者の氏名 宮尾徳一
- 3 道路の位置 人吉市寺町27番3及び同28番11